

## 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

### 1. 案内情報

手続名	: 原子炉設置業者等の解散又は死亡の届出
手続根拠	: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第65条
手続対象者	: 原子炉設置者
提出時期	: 原子炉設置者が解散若しくは死亡した場合
提出方法	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
申請書様式	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
記載要領・記載例	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先: 国土交通省海事局検査測度課  
受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口: 国土交通省海事局検査測度課

### 3. 手続情報

審査基準 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
同法施行令及び実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則  
標準処理期間: 届出の内容により異なります。国土交通省海事局検査測度課にお問  
い合わせ下さい  
不服申立方法: 行政不服審査法の規定による。